

定 款

一般財団法人みらい財団

平成 30 年 8 月 24 日作成

一般財団法人みらい財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人みらい財団（英語名：Mirai Foundation）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（以下「民間公益活動」という。）が成果を収めることを促進すること、及び民間公益活動の資金を調達することができる環境の整備の促進を含めた自立した担い手を育成することにより国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体に対する助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付け
- (2) 民間公益活動を行う団体に対する民間公益活動の実施に必要な資金の貸付け
- (3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究
- (4) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産
及びその価額は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区二番町九丁目3番地

設立者 一般社団法人みらい財団設立準備会 代表理事 横山正宏

拠出財産及びその額 現金金1億円

(基本財産)

第6条 当法人の基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時に拠出された財産のうち金8千万円

(2) 理事会で基本財産に組み入れることを決議した財産

(3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 基本財産の取り崩しを行う場合には、予め、理事会及び評議員会の決議を必要とする。

3 理事は、基本財産を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならず、当法人の目的である事業を行うことを妨げる処分をしてはならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始日の前日ま

でに理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項各号の書類、監査報告及び会計監査報告については、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置く。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に、評議員 3 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局 1 名、次項の定めに基づ

いて選定された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は

管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が金 300 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 出席する評議員の互選により議長を選任する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 19 条 理事長は、評議員会の開催日の 6 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、書面による通知に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

3 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(評議員会決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評

議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事
録署名人1名がこれに記名押印する。

(評議員会への報告の省略)

第23条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合
において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全
員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員
会への報告があったものとみなす。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以上

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
3 理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
4 第2項の理事長を法人法が定める代表理事とする。
5 当法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第25条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会によって理事の中から選定する。
3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関
係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることに

なってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長は、毎事業年度に 4か月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 28 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告書を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿及びこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿及びこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、当該定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 30 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

4 前項の規定による解任は、監事が2名以上いる場合には、監事全員の同意によつて行う。

5 第2項の規定により会計監査人を解任したときは、監事は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告する。

(報酬等)

第31条 当法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬を支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事（監事が2名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得て、理事会によって定める。

3 理事、監事及び会計監査人に対しては、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) その他法令又は定款に規定する職務

(開催)

第34条 理事会は、原則として2か月に1回開催する。

2 理事会は、理事長、専務理事又は常務理事のいずれかが出席しなければ、開催しないものとする。ただし、理事長、専務理事及び常務理事が欠けたとき又は理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、この限りでない。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることできない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第37条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録

をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じて、当法人の事業に関して意見を述べることができる。
- 3 委員会の運営は、理事会の決議により別に定める規程による。

第9章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても準用する。

(事業の全部譲渡)

第41条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、評議員会の決議によらなければならぬ。

(解散)

第42条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(清算法人の機関)

第43条 当法人が清算法人となった場合、評議員、評議員会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(剩余金の分配の禁止)

第47条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、当法人の成立の日から施行する。

2. 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。

村木 厚子、 有森 裕子、 田原 総一朗、 出口 治明、

日下部 元雄、 福井 俊彦、 近藤 正晃ジェームス、

ATKINSON DAVID MARK (アトキンソン・デービッド・マーク) 片山 正夫

3. 当法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 堀田力、 有馬充美、 角田久美

設立時代表理事 堀田力

設立時監事 大毅、 中田ちず子

4. 当法人の設立時会計監査人は次のとおりとする。

設立時会計監査人 赤坂有限責任監査法人

5. 当法人の設立当初の事業年度は、第8条にかかわらず、当法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。

以上のとおり、一般財団法人みらい財団設立のため、設立者の定款作成代理人である司法書士塚原祐太は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 30 年 8 月 24 日

東京都千代田区二番町九丁目 3 番地

設立者 一般社団法人みらい財団設立準備会

代表理事 横山正宏

上記設立者 1 名の定款作成代理人

神奈川県相模原市中央区相模原三丁目 8 番 26 号

サンライズビル 6 階

司法書士 塚原 祐太



電磁的記録の認証

申請番号： 20180828007679001

認証日： 2018年08月28日

登簿管理番号： 18-0142000502002086

公証人： 01420005 加澤正樹

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 町田公証役場

町田市中町1-5-3

認証文

嘱託人は、この電磁的記録に記録された情報に電子署名をしたことを自認する旨を本職の面前で陳述した。よって、これを認証する。

同一の情報の提供

提供の日付： 2018年8月28日

公 証 人： 加澤 正樹

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 町田公証役場

東京都町田市中町1丁目5番3号

請求対象の登簿管理番号： 本葉「電磁的記録の認証」記載の登簿管理番号と同一

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2018年8月28日

請求対象の処理公証人： 加澤 正樹

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 町田公証役場

東京都町田市中町1丁目5番3号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。